

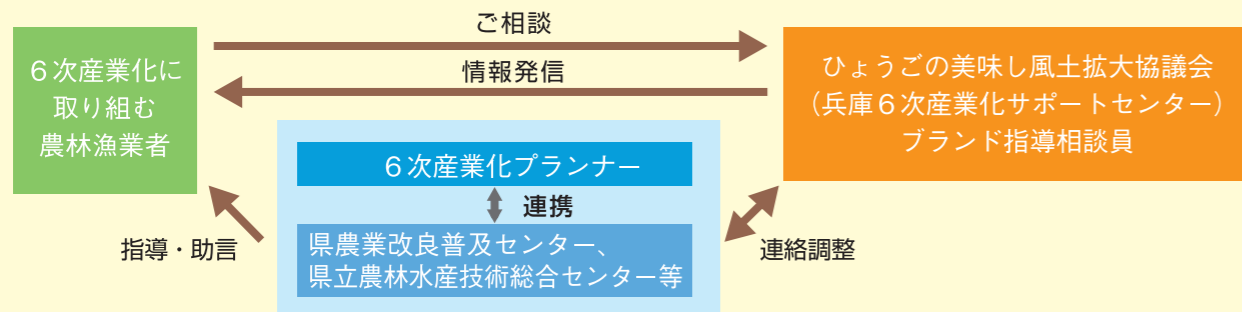
# ブランド指導相談室

6次産業化を目指す農林漁業者の皆様を全面的に支援します。

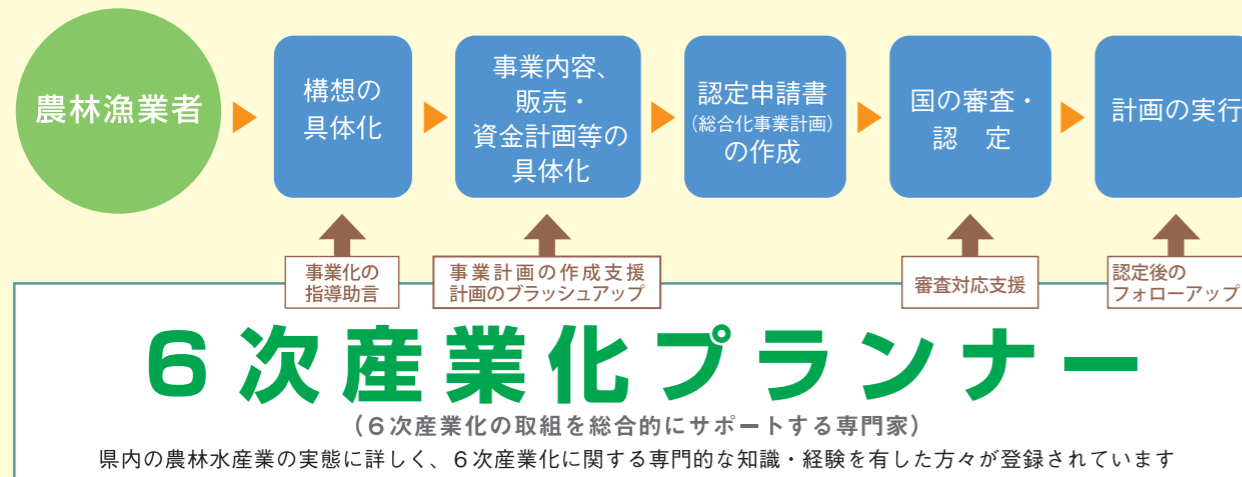
- ① ブランド指導相談員が農林水産物の高付加価値化等の相談を受け付けています。
- ② 6次産業化の計画づくりから事業化までをお手伝いする6次産業化プランナー(専門家)を派遣、農業改良普及センター等関係機関との連携による情報発信を行っています。

## 指導・相談

ブランド化や6次産業化、商品開発や販路開拓等、商工業者等のマッチングなど、経験豊富で専門知識を持った6次産業化プランナーが支援を行います。



## 6次産業化の支援フロー



## 問い合わせ先

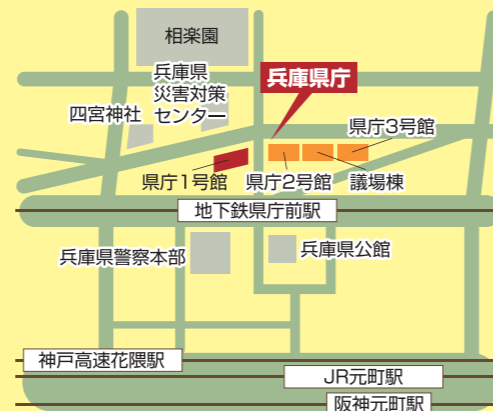
ひょうごの美味し風土拡大協議会  
ブランド指導相談室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁1号館 消費流通課内  
TEL.078-362-3442 FAX.078-362-4276

### ひょうご6次産業化倶楽部

当協議会では、兵庫県における6次産業化への取り組みを応援するため、6次産業化倶楽部を設立しました。活動内容や入会方法等詳しくはこちらをご覧ください。

<http://hyogo-umashi.com/>



# めざせ！ 儲かるひょうごの 農林水産業

6次産業で  
新たな  
付加価値を

## 6次産業化とは？

農林漁業者が、農林水産物の生産(1次)だけでなく、加工(2次)、流通・販売(3次)との一体化や地域資源を活用した新産業の創出により付加価値の向上を図り、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指す取組です。



## 『もっと活かしたい』の気持ちを応援します！

兵庫県の農山漁村の豊富な地域資源を活用し、儲かる農林水産業を実現するため、ひょうごの美味し風土拡大協議会は、6次産業化サポートセンターとして、農林漁業者等による食品加工や直売、新たなサービス事業など6次産業化の取組を幅広く応援します。また、ブランド指導相談室を設け、商品開発やマーケティングなど専門的な知識・経験を有する専門家(6次産業化プランナー)を派遣するなど、農林漁業者等に対して6次産業化の相談から事業化まで総合的にサポートします。



# 六次産業化法の概要

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律  
(平成23年3月1日施行)

## 1 目的

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

## 2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(6次産業化関係)

### (1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画

- 支援措置**
- ・ 農業改良金融通法等の特例(償還期限及び据置期間の延長等)
  - ・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付)等

### (2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画

- 支援措置**
- ・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免)
  - ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化)等

## 3 地域の農林水産物の利用の促進(地産地消関係)

省略

# 総合化事業計画の認定要件

基本方針において規定  
認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要

## 1 【事業主体】農林漁業者等が行うものであること

- (例) 農林漁業者(個人・法人)、農林漁業者の組織する団体(農協、集落営農組織等) ※任意組織も可。  
(注) 事業主体の取組を支援する者を促進事業者(機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等。事業規模は問わない。)として計画に位置づけることが可能

## 2 【事業内容】次のいずれかを行うこと

- ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産)  
イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入)  
ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

## 3 【経営の改善】次の2つの指標の全てが満たされること

- ア) 対象商品の指標  
農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること  
イ) 事業主体の指標  
農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること

## 4 【計画期間】

5年以内(3~5年が望ましい)

# 総合化事業計画の認定を受けた場合のメリット

## 1 6次産業化プランナーによる総合的なサポート

構想段階から認定までの支援に加え、認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、プランナーが課題解決に向けフォローアップ。

## 2 事業者の取組に対する資金援助

### (1) 融資等

- ① 無利子融資資金(改良資金)の償還期限・据置期間の延長  
(償還10年→12年、据置3年→5年。上限額個人5千万円、法人・団体1億5千万円)
- ② 促進事業者に対する無利子融資資金(改良資金)の貸付
- ③ 短期運転資金(新スーパーS資金)の貸付(上限額 認定された個人:1千万円、法人:4千万円)

### (2) 国庫補助金(6次産業化ネットワーク活動交付金)

#### ① 推進事業

- ・ ネットワーク構築に向けた推進会議の開催、プロジェクト調査・検討、新商品開発、販路開拓等に対する補助(補助率:1/3以内)
- ・ 市町の6次産業化戦略・構想に沿って、地域ぐるみで行う新技術実証、新商品開発等に対する補助(補助率:1/2以内)

#### ② 整備事業

- ・ 認定事業者(団体・法人等)が、ネットワークを構築し、融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要機械・施設整備に対する補助(補助率:3/10以内、上限:1億円)
- ・ 市町の6次産業化戦略・構想に沿って、地域ぐるみで行う新商品開発等の取組に必要な加工機械等整備に対する補助(補助率:1/2以内、上限:3千万円)

### (3) 農林漁業成長産業化ファンド

- ・ サブファンドを通じた出資等(上限:6次産業化事業体の資本の50%)

## 3 その他

- ① 産地リレーによる野菜の契約取引について認定事業者のリスク軽減(交付金交付)
- ② 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化
- ③ 市街化調整区域内で施設整備(開発行為)を行う場合の審査手続を簡素化

# 6次産業化と農商工連携って何が違うの?

	六次産業化法	農商工等連携促進法
ポイント	①「農林漁業の振興及び農山漁村の活性化」等が目的 ②農林漁業者等による取組が対象	①農林漁業者と中小企業者の「双方の経営改善」が目的 ②農林漁業者と中小企業者が連携して行う取組が対象
目的	農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与。	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与。
対象	「総合化事業計画」 農林漁業者等 ※加工・流通業者等を「促進事業者」として位置づけることも可能	「農商工等連携事業計画」 中小企業者と農林漁業者が連携
支援措置	農林漁業者等が加工又は販売を行う取組を支援するため、 ①農業改良金融通法等の特例 ②農地法の特例(農地転用手続の簡素化) ③野菜生産出荷安定法の特例(リレー出荷支援)等を措置。	農林漁業者及び中小企業者を支援するため、 ①(株)日本政策金融公庫による低利融資 ②中小企業信用保険法の特例(保証限度額の拡大等) ③農業改良金融通法等の特例